

パナマ文書の一部が公表され、わが国でもタックスヘイブンの問題、ひいては税の公平の問題が大きく取り上げられることとなった。今後のこの問題の展開を予測してみたい。

個人の名前が出た者については、まず、手続的な面が問われることになるであろう。5,000万円を超える国外財産を保有するわが国居住者については、保有する財産の中身を記載して税務署に提出する義務を負う国外財産調書が2014年から導入されている。故意の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役刑が科せられる。

国税当局の発表では、調書の提出枚数は13年分5,639枚、14年分8,184枚と低調で、未提出が相当数いるといわれている。

さらに16年からは財産債務調書が導入され、その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、財産の価額が時価で3億円以上の場合には、その内容を記載して税務署に提出する必要がある。国内口座に外国の債券などを保有している場合には、国外財産調書には記載する必要はないが、財産

債務調書には記載する必要がある。ただしこれには、国外財産調書のように不提出の懲役刑はない。まずは、このような制度に沿った届け出がなされているかどうか問われることになる。

次に、中身が問題となる。全世界課税方式をとるわが国の居住者は、全世界で得た所得に対して課税される（二重課税の調整は行われる）ので、この申告が適正に行われてきたかどうか問われる。さらには、タックスヘイブン対策税制が導入されているので、個人がタックスヘイブンに作った実体のない会社に所得を貯めておれば合算して申告する義務を負っており、これも問われることになる。

本年4月ワシントンDCで開催されたG20声明には、「腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的での悪用防止」のため

には、「法人及び法的取極めの実質的所有者 (beneficial ownership of legal persons and legal arrangements) 情報の透明性に関する基準の効果的な実施に付した高い優先性を再確認する」と書かれた。今後は、「実質的所有者」の情報開示が求められるわけで、わが国でも金融庁・法務省、警察の連携・協力が必要となろう。

さらには、企業の租税回避問題への対応が加速されていくであろう。英国スターバックス、アップル、グーグルなどの租税回避問題が端緒

となってOECDのBEPS（税源侵食と利益移転）プロジェクトが開始され、昨年秋に最終報告書がまとまった。わが国では「数年かけて」（与党税制改正大綱）、この内容を国内法に取り込む作業が始まったところである。今回のパナマ文書事件を受けて、世界各国の租税回避に対する議論は大きくスピードアップされていくことになる。

BEPS行動計画6の「租税条約の濫用防止」におけるトリイティーショッピングへの対応としての「主要目的テス

ト規定」の検討、行動計画12の「タックス・プランニングの報告義務」に関して、政府に報告する国内法上の義務規定の検討などが関連する。

BEPSの議論は、「経済活動の実態に即した税負担」というもので、法形式より法の趣旨・目的をメルクマールとしつつ租税法規の濫用を議論するという実質主義重視の議論である。法形式に偏りすぎているわが国の議論が変わっていく可能性がある。

最後に筆者は、数名の学者仲間と、財務省財務総合政策研究所が編集・発行するフィナンシャルレビュー「税制特集Ⅳ BEPSと租税回避への対応」を責任編集者として発刊したところである。ぜひウェブサイトhttp://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/fr126.htmでご覧いただきたい。

第111回
パナマ文書問題と
BEPSの議論
森信茂樹
ことわり

税制之理